

【会議録】

会 議 名	第2回港区児童相談所一時保護所給食調理業務委託事業候補者選考委員会
開 催 日 時	令和2年12月14日（月）16時30分から18時30分まで
開 催 場 所	港区役所 911会議室
委 員	<p><出席者> 5名 学識経験者：西山委員長、富永委員、廣瀬委員 区職員：田崎委員、山越委員 <欠席者> なし</p>
事 務 局	子ども家庭支援部子ども家庭課児童相談所設置準備担当
会 議 次 第	<p>1 開会 開会の挨拶</p> <p>2 第1回選考委員会議事録概要について （事務局から資料1について説明）</p> <p>3 第一次選考結果について （事務局から資料2について説明）</p> <p>4 第二次選考について （事務局から資料4、資料5、資料6、資料6-2、資料7及び資料8について説明）</p> <p>5 閉会 閉会の挨拶</p>
配 付 資 料	<p>資料1 第1回委託事業候補者選考委員会議事録概要</p> <p>資料2 委託事業候補者選考一次審査集計表</p> <p>資料3 第3回選考委員会進行スケジュール（案）</p> <p>資料4 委託事業候補者選考二次審査の実施に関する留意事項（案）</p> <p>資料5 委託事業候補者選考二次審査方法について（案）</p> <p>資料6・6-2 委託事業候補者選考二次審査表（案）</p> <p>資料7 委託事業候補者選考二次審査工程表（案）</p> <p>資料8 委託事業候補者選考二次審査用レシピ（案）</p>
会議の主要な発言及び結果	
<p>1 開会 開会の挨拶（詳細省略）</p> <p>2 第1回選考委員会議事録概要について （事務局から資料1について説明） おおむね了承を得る。</p>	

<p>3 第一次選考結果について (事務局から資料2について説明) 【各委員から講評】</p>	
E委員	<p>A事業者は、資料の記載が切れている箇所があり、最後まで内容が確認できないところがあった。また、区の栄養士と情報共有することの記載があり、一時保護所に区の栄養士は配置されていないので、その点について理解されているか不安である。</p> <p>B事業者は、一時保護所に常駐する栄養士の有無が判然とせず気になるが、24時間365日稼働している一時保護所の特徴を理解し、資料を作成しているところは評価できる。</p>
B委員	<p>両事業者ともに及第点に達している。</p> <p>前半の項目は、B事業者のほうが良く、後半のアレルギー対応、食中毒等の対応は、A事業者のほうが良い。栄養管理についての記載は、B事業者のほうが良く、若干の点数差が出た。</p>
A委員	<p>組織体制、基本方針は、B事業者のほうが優れている。</p> <p>業務の実施では、A事業者は数字に基づいている一方で、B事業者は、曖昧な説明でよく分からない。</p> <p>アレルギー対応では、A事業者は、誤食等の事故がほとんどない一方で、B事業者は、意外と多い。逆に、食中毒等の対応は、異物混入を含めてA事業者が多く、B事業者は少ない。両事業者ともに甲乙つけ難い。</p>
D委員	<p>組織体制、業務の実施、人材育成は、両事業者ともに同じような評価である。</p> <p>両事業者ともにアレルギー対応、食中毒等の対応で受託施設数を母数に記入を依頼したにもかかわらず、記載がない。食中毒等の対応で、B事業者は、食中毒と異物混入の件数が合算されており、それぞれの件数が分からなかった。</p> <p>献立作成について、B事業者は、分量まで記載があり、誰が見ても中身が分かりやすく作成されていた点は、評価できる。</p>
C委員	<p>両事業者とも評価は僅差である。</p> <p>A事業者は、E委員が指摘したように、資料の記載に切れているところがあり、保育園用の資料と思われる記載もあり、不安要素がある。</p> <p>B事業者は、児童相談所を受託しているので、その経験を踏まえている。アレルギー対応、食中毒等の対応で両事業者ともに母数の記載がなく、比較が難しい。</p> <p>献立作成については、A事業者は、4歳児用と中学生用とで材料を変えているため、実際の現場で対応することは大変だと思う。B事業者は、献立表に統一性があり、現実的な献立になっている。</p>
事務局	<p>【第一次審査結果について】</p> <p>1位：B社、2位：A社</p> <p>いずれも、及第点は超えている。</p>

C委員	2社とも第一次審査通過とする。(結論)
4 第二次選考について (事務局から資料4、資料5、資料6、資料6-2、資料7及び資料8について説明)	
D委員	【プレゼンテーションでの、プロジェクタの使用について】 追加資料の配布を禁止する前提であれば良い。
A委員	プロジェクタを使用した事業者と使用していない事業者とで印象の差がつくのは本末転倒である。あくまでも区の要望を満たしているかどうか趣旨なので、使用する、使用しないを統一したほうが良い。
B委員	プロジェクタを使用するのであれば、補足資料に記載があるものをピックアップして説明する用途に限定してはどうか。
E委員	補足資料の見づらい箇所を重点的に映してはどうか。
C委員	プロジェクタが使用できること、追加資料は不要、補足資料の範疇で映写資料を作成することを資料4に記載してはどうか。 (委員一同、異議なし)
B委員	【第二次審査試食審査の献立について】 A事業者とB事業者とでそれぞれ異なる献立にするのか、それとも指定したものを作ってもらうのか。
D委員	全く異なる献立だと審査が困難。両事業者の献立表で、ハンバーグ、もやしの味噌汁、マカロニサラダが共通している。
C委員	D委員指摘の通り、全く異なる献立だと審査が困難になる。献立力は献立表で審査できるので、試食審査では調理技術を見れば良い。ハンバーグならばハンバーグという大きな枠組みで作ってもらって審査してはどうか。
E委員	比較検討できる程度の違いにおさまった献立が良い。
D委員	カレーライス、すまし汁は審査しやすいメニュー。
C委員	カレーライスはよく出るメニューであり、子どもたちも好き。アレルギーに関連するメニューが入った方が良い。
D委員	マカロニサラダであればマヨネーズを代替する工夫を見ることができる。味噌汁は相当程度味噌の味に依存するので、具の入っていないすまし汁が良い。

C委員	デザートもつけるか。
D委員	蒸しパンが両事業者の献立表に共通している。
B委員	献立の対象年齢はどうするか。
D委員	献立表は4歳児と中学生を想定していたが、中学生だけでも良い。
C委員	中学生男子を想定し、メニューはカレーライス、マカロニサラダ、すまし汁、蒸しパンで良いか。 (委員一同、異議なし)
B委員	4品それぞれを採点するか、総合で採点するか。
C委員	試食審査は、1品5点の20点満点で採点する。第二次審査合計は330点満点となる。作業工程表は、指定食数10食を試食審査の献立とし、アレルギーに関しては、卵アレルギーを想定して記入してもらう。資料8のレシピの記載は必要。
E委員 C委員	レシピを記入してもらったほうが審査しやすい。 カレーライスは種類を決めたほうが良い。チキンカレーでどうか。 (委員一同、異議なし)
D委員	共通の質問事項等を決めておいたほうが良いと思います。
事務局	事務局で共通の質問事項等を考える。
C委員	プレゼンテーション10分、ヒアリング30分の時間配分でよいか。 (委員一同、異議なし)
5 閉会 閉会の挨拶(詳細省略)	